

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟

P D 申請料等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下「本連盟」という。）定款第4条の事業に係るP D申請料等について定めることを目的とする。

(P D公認・承認競技会申請料等)

第2条 当連盟P D競技規則によって定めるP D公認競技会又はP D承認競技会を開催する団体は、次に定める申請料等を納めなければならない。

- (1) P D公認競技会申請料 5,000 円
P D承認競技会申請料 5,000 円

- (2) P D公認競技会又はP D承認競技会が終了した場合、開催した団体は、速やかに次に定める公認料（審判員旅費負担金）を納入しなければならない。

P D公認競技会又はP D承認競技会の延エントリー組数×300 円

- (3) 公認競技会が終了した場合、開催した団体は、速やかに次に定めるシステム運用負担金を納入しなければならない。

P D公認競技会又はP D承認競技会の延エントリー組数×500 円

(ゼッケン)

第3条 P D公認及び承認競技会に使用するゼッケンは、J D S Fから購入しなければならない。金額は別途定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月25日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年1月1日から施行する。